

転居手続きチェックシート

以下の内容に当てはまる方は各窓口で手続きをお願いします。
 それぞれのご事情により、このシートで示したものの以外の手続き等がある場合もございます。各窓口でご確認ください。
 ※提出は不要です。

	担当課 (直通)	種別	以下の内容に 当てはまりますか？	☑	主な手続きの内容	必要なもの
1 階 本 庁 舎	住民課 72-8161	住民 登録	村内で引っ越しをした	<input type="checkbox"/>	・転居の手続き (転居した日から14日以内)	・届出人の本人確認書類 ・外国人の方は在留カード 【マイナンバーカードをお持ちの方】 出張所において転居の手続きは可能ですが、マイナンバーカードの券面記載事項の変更作業は住民課(本庁)での対応となります。
		マイ ンバ ー	マイナンバーカードを持っている	<input type="checkbox"/>	・券面記載事項変更の手続き	・異動する方全員のマイナンバーカード ※暗証番号の入力が必要です。
		印鑑	印鑑登録をしている	<input type="checkbox"/>	※住所は自動的に変更となります。手続きは必要ありません。	—
	福祉課 72-8141	年金	年金に加入しているまたは年金を受給している	<input type="checkbox"/>	手続きはありません。	—
		動物	犬を飼っている	<input type="checkbox"/>	・登録内容の変更手続き	
		介護	介護保険被保険者証、負担割合証を持っている	<input type="checkbox"/>	・介護保険被保険者証、負担割合証の返還	・介護保険被保険者証、負担割合証
			介護保険負担限度額認定者がいる世帯へ転居する	<input type="checkbox"/>	・再申請手続き	お問い合わせください。
		障がい	身体障害者・愛護・精神障害者保健福祉手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	・記載事項変更手続き	・届出者の本人確認書類 ・本人のマイナンバーカード ・各種手帳
			自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)を受給している	<input type="checkbox"/>	・記載事項変更手続き	・届出者の本人確認書類 ・届出者の印鑑 ・本人のマイナンバーカード ・本人の保険情報がわかるもの(資格確認書やマイポータルの保険資格情報を印刷したものなど) ・各種受給者証
	重度心身障害者医療費助成を受給している ※同一世帯に受給者がいる場合も含む		<input type="checkbox"/>	・認定内容変更手続き	お問い合わせください。	
	障がい	障がい福祉サービス、障がい児通所支援受給者証を持っている	<input type="checkbox"/>	・記載事項変更手続き	・届出者の本人確認書類 ・本人のマイナンバーカード ・受給者証	
		特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している	<input type="checkbox"/>	・記載事項変更手続き	・届出者の本人確認書類 ・本人のマイナンバーカード ・住所変更の事実がわかる書類(住民票抄本、アパートの契約書等)	
1 階 分 庁 舎	税務課 72-8019	健康 保険	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	・国民健康保険資格得喪届(変更手続き) ※マイナ保険証の場合は手続き不要です。 ●出張所で手続きできます	・届出者の本人確認書類 ・資格確認書 ※転居者および世帯主のマイナンバーカードを持参している場合はご提示ください。
2 階 分 庁 舎	こども 支援課 72-8145	手当 ・ 医療費 助成	児童手当、特別児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/>	・住所変更の手続き	—
			児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/>	・住所変更の手続き ・同居親族に関する申告	・証書
		乳幼児等医療費助成を受給している	<input type="checkbox"/>	・住所変更の手続き	・乳幼児等医療費受給資格証	
		ひとり親家庭等医療費助成を受給している	<input type="checkbox"/>	・住所変更の手続き ・同居親族に関する申告 ●出張所で手続きできます	・ひとり親家庭等医療費受給資格証	
	こども園	認定こども園を利用している	<input type="checkbox"/>	・住所変更の手続き	—	
学務課 72-8172	小中 学校	村内の小中学校に在学している ※引き続き現在の学校へ通学を希望する	<input type="checkbox"/>	・学区外就学申請手続き ※学区に変更がない場合は手続きの必要はありません。	・保護者の印鑑	
	奨学金	貸し付けを受けているまたは償還している	<input type="checkbox"/>	・身分・住所等異動届	・本人と連帯保証人の実印	

→裏に続く

	担当課	種別	以下の内容に 当てはまりますか？	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続きの内容	必要なもの
3 階本庁舎	建設課 72-8131	住宅	【世帯主の方】 公営住宅等を退去する ※名義変更手続きは公営住宅入居者で、条件を満たしている方のみ可能です。	<input type="checkbox"/>	・返還手続き	・通帳の写し（敷金返金用）
			【世帯主以外の方】 公営住宅等を退去する	<input type="checkbox"/>	【離婚の場合のみ】 ・名義変更手続き ・連帯保証人変更手続き	・入居者全員の住民票（続柄記載あり） ・最新の所得証明書（中学校を卒業している入居者全員分） ・新しい連帯保証人の所得証明書、納税証明書、印鑑登録証明書
				<input type="checkbox"/>	・異動手続き	転居した方の住民票
	農業委員会 72-8134	年金	農業者年金を受給している	<input type="checkbox"/>	・住所変更の手続き	農協での手続きとなります。 農協：0175-75-2577
第 二 分 庁 舎	上下 水道課 72-2700	水道	新たに水道の使用を開始する または使用を停止する	<input type="checkbox"/>	・前住所の閉栓手続き ・新住所の開栓手続き ※引き続き別の方が水道を使用する場合は、使用者等の変更手続きが必要です。 ●出張所で手続きできます	・給水装置使用（中止）申請書 ・給水装置使用（開始）申請書 等

不動産の所有者の方

令和8年4月1日から住所・名前の変更登記が義務化されました。
手続きや必要なものについては、青森地方法務局十和田支局へご相談ください。

電話 0176-23-2424（音声ガイダンス2番まで）

コンビニ交付サービスのお知らせ

マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアなどにあるマルチコピー機で各種証明書を取得することができます。

取得できる証明書

・住民票の写し 1通200円 ・印鑑登録証明書 1通200円

ご利用できる店舗

ローソン、ファミリーマート、セブン-イレブンなどのマルチコピー機が設置されている店舗

ご利用時間

午前6時30分～午後11時 ※年末年始やシステム休止日はご利用になれません。



六ヶ所村役場 ☎ 0175-72-2111（代表）

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475番地

http://www.rokkasho.jp

月曜日～金曜日 8:15～17:00（祝日、年末年始を除く。）

● 出張所のご案内 ●

泊出張所 ☎0175-77-2004 〒039-4301 六ヶ所村大字泊字川原159番地17

平沼出張所 ☎0175-75-2111 〒039-3214 六ヶ所村大字平沼字二階坂26番地1

千歳平出張所 ☎0175-74-2074 〒039-3215 六ヶ所村大字倉内字笹崎289番地5